

【自動車検査独立行政法人山梨事務所よりお知らせ】

検査コースへの再入場回数の制限について ～審査事務規程の改正～

1. 概要

平成19年度の財務省による予算執行調査において、検査コースへの再入場回数が制限されていないため、検査車両数の増加を招き効率的な業務運営を阻害しているとの指摘を受けたことを踏まえ、改善策について検討した結果、平成20年度早期に検査コースへの再入場回数制限を導入することとしている。

2. 検査コースへの入場に関する現状

審査において不適合箇所の指摘を受けた車両が、その不適合箇所の合否判定を受けるため改め検査コースに入場すること（「再入場」という。従前は、「再検査」又は「再審査」と呼んでいた。）については、国から審査依頼日の審査時間内であれば、現在は特段の回数制限は設けていない。

なお、初回の入場を含む入場回数が3回（すなわち、再入場が2回）を超える車両の、再入場した車両全体に占める構成率は、現在約4%である。

3. 今後の方針

1回の検査申請に基づく検査コースへの入場回数を、国から審査依頼があった日の審査時間内に限り、初回の入場を含め3回まで（すなわち、再入場は2回まで）に制限する。

これにより、当日の審査時間内かつ制限回数内に合格しない場合には、限定検査証の発行を受け、改めて検査申請を行うこととなる。

4. 審査事務規程の改正

(1) 改正の概要

国からの審査依頼日の審査時間内であれば回数制限を設けていない現行の「再入場」の規定を、国から審査依頼があった日の審査時間内に限り2回を限度に認める規定に改正する。

(2) 入場回数のカウント方法等について

- ①継続検査の場合は、保安コースなどに入場した回数をカウントする。
- ②新規検査・予備検査・構変検査の場合で諸元測定を行う場合は、計測コース及び保安検査コースに入場した回数を計測コース又は保安コースの別毎にカウントする。
(すなわち、計測コースに3回まで、保安コースに3回までの入場が可能)

5. 今後の予定

- ・4月下旬・・・審査事務規程改正
- ・改正後～6月・・・周知期間
- ・7月1日・・・・施行

【国土交通省よりお知らせ】

ご当地「富士山」ナンバーの交付開始について

1. 山梨、静岡両県から新たな地域名表示ナンバープレート(いわゆる「ご当地ナンバー」として要望のあった「富士山」ナンバーについて、平成20年11月4日(火)より交付を開始することと決定しました。
2. 富士山周辺地域における地域振興、観光振興、地域の一体感等を醸成するためのシンボルとしての役割を、「富士山ナンバー」が果たしていくことを期待しています。
3. 富士山ナンバーは、新規登録される自動車や変更登録等によりナンバー変更される自動車から、順次、新しい表示ナンバーを交付することとしています。また、現在使用中の自動車についても、富士山ナンバーへの変更を希望する場合に交換することが可能です。

(参考)

1. 富士山ナンバー交付対象地域

交付運輸支局名	交付対象地域
山梨運輸支局	富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、道志村
静岡運輸支局 沼津自動車検査登録事務所	富士宮市、富士市(11/1に富士川町を合併予定)、御殿場市、裾野市、小山町、芝川町

※ 複数の運輸支局をまたいだナンバー交付は、初めてのケース



(JASPA5月号 P19)

【山梨県税務課よりお知らせ】

自動車取得税の課税関係について

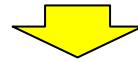
地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に成立したことに伴い、課税関係につきましては、次のとおりとなりますので、お知らせします。

- 1 平成20年4月1日から3%となっていた自家用の自動車（軽自動車を除く。）に係る税率が、平成20年5月1日から5%に変更されます。
- 2 低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置については、いわゆる「つなぎ法」により平成20年4月1日以後の失効を免れ、従前の適用要件のまま適用期限が延長されてきたところですが、その適用要件が、平成20年5月1日から、以下のとおり変更されます。

① 低燃費車に係る課税標準の特例措置

【平成 20 年 4 月 30 日以前の取得の場合】

適用対象（注 1）	特例措置	適用期間
平成 22 年度燃費基準（注 2） + 10 %達成車	取得価額から 15 万円控除	平成 20 年 4 月 30 日まで
平成 22 年度燃費基準（注 2） + 20 %達成車	取得価額から 30 万円控除	平成 20 年 4 月 30 日まで



【平成 20 年 5 月 1 日以後の取得の場合】

適用対象（注 1）	特例措置	適用期間
平成 22 年度燃費基準（注 2） + 15 %達成車	取得価額から 15 万円控除	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
平成 22 年度燃費基準（注 2） + 25 %達成車	取得価額から 30 万円控除	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

（注 1）平成 17 年排出ガス基準 + 75 %達成車が要件

（注 2）ディーゼル車については、平成 17 年度燃費基準

② 大型ディーゼル車に係る税率の特例措置

【平成 20 年 4 月 30 日以前の取得の場合】

適用対象	軽減税率	適用期間
車両総重量が 3.5t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 27 年度重量車燃費基準を達成しているもののうち ① 平成 17 年重量車排出ガス規制の基準値よりも 10 %以上 NOx 又は PM の排出量が少ない自動車 ② 平成 17 年重量車排出ガス規制に適合している自動車	① 2.0 %軽減 ② 1.0 %軽減	平成 20 年 4 月 30 日 まで



【平成 20 年 5 月 1 日以後の取得の場合】

適用対象	車両総重量	軽減税率	適用期間
車両総重量が 3.5t を超えるディーゼルトラック・バス等であって、平成 21 年重量車排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合し、かつ、平成 27 年度重量車燃費基準を達成している自動車	3.5t 超 12t 以下	2.0 %軽減	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで
	12t 超	2.0 %軽減	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 9 月 30 日まで
		1.0 %軽減	平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

3 クリーンディーゼル乗用車に係る税率の特例措置が、平成 20 年 5 月 1 日から、以下のとおり創設されます。

適用対象	軽減税率	適用期間
平成 21 年排出ガス規制（ポスト新長期規制）に適合しているディーゼル乗用車	1. 0 % 軽減	平成 20 年 5 月 1 日から 平成 21 年 9 月 30 日まで
	0. 5 % 軽減	平成 21 年 10 月 1 日から 平成 22 年 3 月 31 日まで

4 なお、免税点の特例措置（50 万円）、過疎バスに係る非課税措置等のその他の特別措置については、取扱いの変更はありません。

問い合わせ先

山梨県税務課 Tel 055-223-1387

山梨県総合県税事務所

自動車税部 Tel 055-262-4662

【財団法人自動車リサイクル促進センターよりお知らせ】

「使用済自動車処理状況検索機能」の提供開始について

本年 5 月 6 日より、最終所有者自らが使用自動車として引取業者に引き渡してからの処理状況（移動報告状況）を、自動車リサイクルシステムのホームページにおいて閲覧できる「使用済自動車処理状況検索機能」が提供開始されますのでお知らせ致します。

本件につきまして詳しい情報は、[日整連ニュース 5 月号](#)に掲載されておりますのでご覧下さい。

(JASPA 5 月号 P37)